衆議院総務委員会ニュース

【第208回国会】令和4年4月19日(火)、第13回の委員会が開かれました。

- 1 ①電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)
 - ②情報通信行政の改革の推進に関する法律案(中司宏君外2名提出、衆法第26号)
 - ・金子総務大臣、中西総務副大臣及び政府参考人並びに提出者中司宏君(維新)並びに参考人に対し 質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・両案に対し、阿部弘樹君(維新)及び宮本岳志君(共産)が討論を行いました。
 - ・②について採決を行った結果、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。 (賛成一維新 反対一自民、立民、公明、国民、共産)
 - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 (賛成-自民、立民、公明、国民 反対-維新、共産)
 - ・①に対し田所嘉徳君外3名(自民、立民、公明、国民)から提出された附帯決議案について、道下 大樹君(立民)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。

(賛成一自民、立民、公明、国民 反対一維新、共産)

(参考人) 日本放送協会会長 前田晃伸君 日本放送協会副会長 正籬聡君 日本放送協会専務理事 松坂千尋君 日本放送協会理事 松崎和義君

(質疑者) おおつき紅葉君(立民)、奥野総一郎君(立民)、岡本あき子君(立民)、守島正君(維新)、 沢田良君(維新)、阿部弘樹君(維新)、西岡秀子君(国民)、宮本岳志君(共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

おおつき紅葉君(立民)

- (1) 受信障害対策を目的とした施設に係る経費の公費負担
 - ア 令和3年の「社会生活基本調査」における、「4大マスメディア」に係る時間の全国平均及び最長・ 最短となった都道府県名とその時間
 - イ 受信障害対策のための共聴施設の総数及びそれを利用して放送を受信している世帯数
 - ウ 共聴施設を利用する世帯における年間負担額の平均
 - エ 共聴施設の共益費用の公費負担についての総務省の見解
- (2) NHKとローカル局の今後の協力体制についての大臣の見解
- (3) 電波利用料を原資としたビヨンド5Gの研究開発に係る費用負担
 - ア 当該研究開発の令和4年度における拠出予定額
 - イ 当該研究開発の成果のテレビジョン放送やラジオ放送への活用及び無線局免許人に対し一様に当 該研究開発に係る費用負担を電波利用料として課すことが電波の有効利用にかなうとする理由

奥野総一郎君(立民)

- (1) NHKの受信料値下げのための還元目的積立金制度の創設
 - ア 目的及び意義
 - イ 積立ての基準に関する総務省令の具体的内容
 - ウ 当該省令はNHKの経営に必要な留保額を定めるものであることについての総務省への確認
 - エ 当該省令に規定される「NHKの財政安定に必要な水準」を判断する主体
 - オ 当該省令によってNHKの経営規模が分かるのかについての総務省への確認

- カ 財政安定に必要な水準を下げることで、更なる受信料値下げを総務省が誘導できるかについての 総務省への確認
- キ 本制度による受信料の値下げは1回限りのものになりはしないのかという危惧に対する総務省の 見解
- ク 更なる値下げに向けた経営努力ができるのかについてのNHKの見解
- (2) NHKのインターネット配信
 - ア インターネット活用業務の社会実証の概要
 - イ TVerでの配信の状況
- (3) 受信料体系の見直し
 - ア 衛星付加受信料の見直しの検討状況
 - イ 受信料負担の対象にパソコンやタブレットが当たるかについての総務省への確認
 - ウ 受信料全体の見直しの必要性について大臣の見解
 - エ 負担対象の範囲拡大の可能性
- (4) 情報通信分野の外資規制
 - ア 現行法上の問題点及び本改正案による改善点
 - イ 諸外国における外資規制の状況
 - ウ 米国における外資規制の状況
 - エ 外資を議決権で一律に規制するのではなく、経済安全保障の観点から個別に判断するべきとの考 えに対する総務省の見解
 - オ 本改正は経済安全保障の観点から十分な内容であるのかについての大臣の見解
- (5) NHKの中間持株会社設立
 - ア 本制度による具体的なコスト削減効果
 - イ 中間持株会社設立後の子会社に対する総務省の監督体制についての大臣の見解

岡本あき子君(立民)

- (1) 大規模災害やテロ、サイバー攻撃を想定した放送継続のためにNHKが講じている対策
- (2) 仙台放送局に設置されている東日本大震災のメモリアルコーナーを教訓として活用し、震災を伝承 していくための取組についてのNHK会長の所見
- (3) 番組出演者の衣装やメイクについて、番組制作における首都圏と地方の格差に対するNHK会長の 見解
- (4) 局アナウンサーと契約キャスターの男女比及び性別による処遇の違いの有無
- (5) 正当な理由なく受信契約に応じない受信設備設置者に係る割増金制度
 - ア 受信契約の締結義務発生の根拠となる時点
 - イ NHK及び設置者の両方が受信設備の設置について確認した時点で契約義務が発生するのかについてのNHKへの確認
 - ウ NHK放送受信規約第12条の2の規定に基づく延滞利息と新設される割増金の違い
 - エ 本制度の運用により更なる不公平を生じないようにするためのNHKの決意
- (6) NHKのインターネット活用業務に係る社会実証に関して、番組視聴の有料化(ネット受信料徴収) につながるのではないかとの見方に対するNHK会長の見解
- (7) NHK経営委員会委員の選任
 - ア 地方バランスへの配慮に対する大臣の見解
 - イ 人選について地方バランスよりも専門性重視となったのかについての事実確認
- (8) 本改正案により電波監理審議会が新たに行うこととなる電波の有効利用評価の実施に当たっての公平性及び透明性の確保策
- (9) 3月に発生した福島県沖地震で被災した事業者の支援のため、新型コロナウイルス感染症(以下「感

染症」という。) に係る雇用調整助成金の上乗せ等の特例措置について、一部でも感染症の影響があれば当該措置を適用する必要性

守島正君 (維新)

- (1) 「デジタル変革時代の電波政策懇談会」報告書における周波数の帯域確保目標の根拠
- (2) 電波利用料の使途を追加する一方で歳出総額規模を据え置いた理由
- (3) 携帯電話料金の値下げが実現した要因
- (4) 携帯電話事業者各社の携帯電話料金売上規模に占める電波利用料負担額の割合
- (5) 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設等
 - ア 電波の有効利用評価の実施主体を変更することによる電波市場への影響
 - イ 既存免許人以外の者からの競願の申出に基づき電波監理審議会が再割当ての実施が必要と判断した場合の手続
 - ウ 周波数の再割当制度と電波オークション等の周波数割当方式との関係
 - エ 携帯電話用周波数の割当方式についての検討状況
 - オ 周波数の再割当制度の対象を携帯電話等に限定している理由
- (6) ビヨンド5Gに係る研究開発
 - ア 研究開発に電波利用料を充てる理由及び電波利用料、一般財源、国立研究開発法人情報通信研究 機構 (NICT) の基金を活用した各事業の役割の違い
 - イ 各研究開発事業の成果を日本全体のイノベーションにつなげる必要性
- (7) NHKのインターネット活用業務に係る予算上限の撤廃及び同業務の拡充についての大臣の見解

沢田良君(維新)

- (1) 電波利用のニーズ
 - ア 携帯電話に色々なニーズが吸収されている現状についての認識及び今後予想されるニーズ
 - イ 民間から新しいニーズや提案があった際の相談のプロセス
- (2) 電波利用料の適正化
 - ア 「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で行われた総括
 - イ 今後電波利用の環境等が変化した際の電波利用料の見直しについての大臣の見解
 - ウ 「情報通信行政の改革の推進に関する法律案」(以下「維新案」という。) で想定している電波の 利活用
- (3) 大手新聞社とテレビ局のグループ化
 - ア 新聞社がテレビ局の株主として支配力を有している現状についての総務省の見解
 - イ マスメディア集中排除原則を維持するための仕組み及びグループ化によるメリット・デメリット
 - ウ マスメディア集中排除原則についての大臣の見解
 - エ 新聞社の影響下にあるテレビ放送事業者の経営や放送番組の内容に新聞社の意向が反映されること又はマスメディア集中排除原則自体についての維新案における提案
- (4) 電波の二次取引に係る制限の緩和
 - ア 転売を目的とする事業者が現れた場合の具体的なリスク
 - イ 維新案におけるアのリスクについての提出者の見解
- (5) ダイナミック周波数共用システムの活用促進及び情報通信行政の規制事務をつかさどる独立行政委員会の設置についての維新案における問題意識及び内閣提出法案との違い
- (6) 情報通信分野は国家戦略的対応が求められる分野であるため内閣の構成員である大臣の責任の下に あるべきとの考えに基づき、実際に大臣の責任において行った過去の対応及び今後の対応

阿部弘樹君 (維新)

- (1) 4月10日に放送されたNHKニュースにおける、ウクライナ人女性へのインタビューの翻訳字幕の 正確性
- (2) 低軌道衛星コンステレーションによるインターネット通信
 - ア 意義及び可能性についての大臣の見解
 - イ 従来の静止衛星による通信との違い
 - ウ 今回の電波法改正で議論されているかについての総務省への確認

西岡秀子君 (国民)

- (1) 放送法の一部改正
 - ア 割増金制度の法定化に当たっての、受信料水準の妥当性、受信料の公平性の実現及び剰余金の取扱いに関する国民の理解の必要性についての大臣の見解
 - イ 還元目的積立金が予測以上に増大した状況における、次期中期経営計画期間到来前のNHKの自 主的な受信料引下げの可否及び受信料引下げを実施しない場合の総務省の対応方針
 - ウ 放送事業者における外資規制の実効性の確保に向けた総務省の取組
 - エ 放送・通信の許認可権を独立行政委員会が持つ体制にすべきとの考えに対する大臣の見解
- (2) 電波法の一部改正
 - ア 有効利用評価の移管に伴う電波監理審議会の体制の整備
 - イ 周波数の移行に係る新旧事業者間の円滑な移行のための取組
 - ウ 電波利用料の使途に追加されたビョンド5G研究開発補助金及びNICTによる基礎研究等助成制度の位置付けの明確化の必要性についての総務省の見解
 - エ 競願制度により懸念される携帯電話事業者の周波数帯の返上による利用者への影響及びその対策

宮本岳志君 (共産)

- (1) 情報通信行政検証委員会「検証結果最終報告書」
 - ア 情報通信行政検証委員会の検証結果最終報告書(以下「最終報告書」という。) についての大臣の 受止め
 - イ 総務省職員と事業者との会食についての最終報告書の記載と会食の役割に係る昨年6月の武田総 務大臣(当時)の発言とが異なっていることに対する大臣の認識
- (2) 放送法の一部改正
 - ア NHKの受信料値下げのための還元目的積立金制度の創設
 - a 還元原資を示した値下げを過去に行った事実の有無
 - b 制度創設は、菅内閣総理大臣(当時)の意向を受けたものであるかの確認
 - イ NHKが総務省令に定められる額を超えて剰余金を留保できるかの確認
 - ウ 制度創設により政府がNHKの予算編成に関与できる仕組みができるのではないかとの懸念に対 する総務省の見解
 - エ NHK受信契約の未契約者が契約の締結に応じない理由
 - オ NHK受信契約の未契約者に対する受信料の割増金制度の法定化は、受信契約制度の理解につながらないのではないかとの指摘に対する大臣の見解
 - カ 外資規制違反の是正措置を行うに当たり、違反の状況や受信者の利益に及ぼす影響等を勘案する 権限の所在
 - キ 放送事業者が外資規制に違反しているとの情報が寄せられた場合の総務省の対応
- (3) 電波法の一部改正

- ア 電波利用料を使用したビヨンド5G研究開発促進事業の対象事業
- イ NICTによる基本事業に加え新たに同事業を追加する理由及び根拠
- ウ 同事業で支援を受ける対象者
- エ 今回の改正の目的はビョンド5Gにおいて国際競争力を取り戻すことではないかという見方に対 する政府の見解
- オ ビヨンド5Gの実現後も、補助金を別の研究開発に充てることができるのかの確認
- カ 電波利用料について共益費としての原点に立ち戻る必要性についての大臣の見解